令和８年度

松原小学校いじめ防止基本方針

令和８年度　敦賀市立松原小学校　いじめ防止基本方針

平成２６年４月　１日　策定
平成２９年９月　４日　改訂
平成３０年５月　６日　改訂
平成３１年２月１９日　改訂
令和　２年４月　１日　改訂
令和　４年４月　１日　改訂
令和　７年４月　１日　改訂
令和　８年４月　１日　改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。「いじめや暴力は絶対に許されない行為である」、「いじめは卑怯な行為である」という認識のもと、いじめを生じさせないよう学校・学級経営に努めます。その一方で、いじめはどの学校にも起こり得るという認識を持ち、適切に早期発見・早期対応できるよう教職員一人ひとりの認識を深めます。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

１ いじめの防止等の対策に関する基本理念

（１）本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。

（２）本校は、すべての児童が、まず、どんなことがあってもいじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努めます。

（３）本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

（４）いじめが生じた際は、全教職員が毅然とした姿勢で対応し、被害者を徹底的に守り抜き、全ての児童生徒が安全で安心して生活できる環境を守ることを最優先します。

２ いじめの定義

○　「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

○　けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生

○　している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

３　いじめの防止等のための具体的取組み

（１）「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」学校風土・学級風土を整えます。

○「松原小学校いじめ防止対策基本方針」の周知

・児童、保護者がいじめ防止に対する理解を深める機会を設定します。
→学級開き、道徳の時間、全校集会、保護者懇談会、学校ＨＰでの公開

○ほめて伸ばす教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いに認め合い、励まし合う関係づくりに努めます。

○道徳教育・人権教育・特別支援教育の推進

道徳教育や人権教育、特別支援教育を計画的に進め、発達障害等のある児童への理解をはじめ、自分だけでなく、他者の人権を尊重し、認めることができる態度を育てます。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動、福祉活動等を通して児童の絆を強め、自己肯定感を高め、児童の豊かな情操を育みます。

○自治活動の推進

いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動などの自治活動を、保護者や地域住民、その他関係者・関係機関と連携を図りながら、必要な支援を行います。

○幼小接続の推進

幼小接続を推進する中で、発達段階に応じて、幼児期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組みを促します。

（２）学校評価への位置づけ

互いに認め合い、誰もが安心・安全に過ごすことのできる学校づくり」をスクールプランに位置づけます。

いじめの防止等のための取組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善に努めます。

（３）いじめの未然防止

いじめはどの子どもでも起こり得る、どの子も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、「学習規律」「学力の向上」「自己有用感」を課題として、すべての教職員が取り組みます。

○授業改善

すべての児童が「わかった」「できた」と実感できる授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べるために授業改善に努めます。

○校内研修の実施

いじめに関する研修会を開催して、いじめに対する理解を深め、教職員の対応力や指導力の向上に努めます。

○いじめが起きない、いじめを起こさせない学校・学級づくり

児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進め、「言葉」の大切さを意識した学校・学級づくりを推進します。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進し、縦割り班活動や異年齢交流活動を積極的に行います。

○いじめを許さない気運醸成

普段から集団全体にいじめを許さない気運醸成を図るなど、児童が傍観者にならないように、具体的な行動を起こすことや児童同士で支え合うことができる環境づくりに努めます。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○学校全体での児童理解を深める

特に配慮が必要な児童生徒について、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行います。

・発達障害を含む、障害のある児童生徒
・海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
・震災・自然災害等により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒
・新型コロナウィルス感染症に罹患した児童生徒

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用について学校のルールを定め、児童への啓発に努めるとともに、保護者に対し

ても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

（４）いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識します。たとえ、ささいなトラブルであっても、「いじめではないか」と疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、情報交換を確実に行います。

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

教職員が立場の弱い児童や困っている児童に対応する模範を示します。

○言葉以外のサインの察知

児童の「大丈夫」「何でもない」という言葉の裏に、児童が真に伝えたいと思っていることが隠れていないか、本音を言語化できていないのではないかなど、立ち止まって考えることにより、いじめ等の早期発見に努めます。

○自己チェックの活用

児童が日々の生活を振り返るための自己チェックを行い、それを学級担任が確認することにより児童理解を深めるとともに、いじめ等の早期発見・早期対応に努めます。

○児童や保護者に対するいじめ調査の実施

在籍する児童だけでなく、保護者に対してもいじめの実態調査（意識調査を含む）を定期的に行うことで、いじめ問題の早期発見に努めます。調査のなかで配慮すべき内容については、児童や保護者への聞き取り調査を行い、早期対応・早期解決に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。

また、児童がいつでも相談できるよう、担任だけでなく、養護教諭や教科担任、支援員がいつでも相談窓口となることを周知します。

スクールカウンセラーなどへの積極的な相談も行えるよう配慮します。

学校ＨＰで紹介している相談窓口の紹介を行います。

○父母師会・家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進め、いじめ等の早期発見に努めます。必要に応じて、父母師会役員会などとの情報交換を行い、連携に努めます。

（５）いじめ事案への対処（事案対処）

○情報の収集

・いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせます。
・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。
・発見・通報を受けた場合は、複数の教員で速やかに関係児童から聴き取るなどして、いじめの正確な実態把握に努めます。その際、聞き取りの場所や時間などに慎重な配慮を行います。（いじめ対応サポート班による組織的な対応）
・得られた情報は、管理職を含め関係教員で確実に共有します。
（記録を取り、教職員・関係者で情報や対応策を共有します。）
・一つの事象だけにとらわれ過ぎないようにし、いじめの全体像を把握します。

○「いじめ対応サポート班」による対応

正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組みます。すぐに「いじめ対応サポート班」による指導・支援を行います。

○被害・加害児童への対応

「いじめられた児童」「いじめた児童」への適切な指導・支援を組織的に行います。関係児童の心のケアを行い、安全を確保します。スクールカウンセラーによるアセスメントとカウンセリングの機会を提供します。

「いじめられた児童」の学習の機会を保障します（安心・安全な環境での学習を保障）。また、家族が相談可能な窓口を提供します。

「いじめた児童」には、事情を確認した上で、適切かつ継続的な指導を行います。また、いじめ防止対策推進法第２３条に基づく必要な措置の実施、状況に応じて、第２５条による懲戒の適用、第２６条による出席停止の要請を検討します。

○保護者や関係機関との連携

家庭訪問などを通じて保護者と連携を密にして、児童への指導・支援にあたります。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家と連携を取り、早期解決に向けた最善の方法を講じます。いじめ（SNS 上のものを含む）が犯罪行為として取り扱われるべき場合や重大な被害等が生じる恐れがある場合は、直ちに警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携して対応します。

（６）いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

・重大事態が発生した旨を市町教育委員会に速やかに報告します。
・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市町教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
・市町が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

○いじめを行った児童に対する個別指導・支援も組織的かつ継続的に行います。また、対応の内

容を記録に残します。

（７）いじめの解消

○いじめは、謝罪をもって解消したと安易に考えることのないようにします。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。これらの要件が満たされない場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対するいじめ行為（心理的又は物理的な影響を与える行為等）が止んでいる状態が少なくとも３ヶ月程度継続していること。いじめ被害の重大性等から長期の期間必要とする場合は、校長の判断で期間を設定し、状況を見極めます。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかという判断をする時点で、被害児童が心身に苦痛を感じていないと認められることが大切であり、被害児童本人及び保護者に対し、面談等により確認します。いじめの解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通します。

４　いじめの防止等のための組織

（１）いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を常設し、定期的に開催します。

（構成員）

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当　特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー（必要に応じて、スクールソーシャルワーカー、父母師会役員等）

（活動）

・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
・いじめが起きない、起こさせない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践
・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
・校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
・いじめ予防授業の定期的な実施
・計画的なアンケート調査や個人面談の計画
・学校評価への位置づけ、および学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの点検

（２）いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

（構成員）

生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭等

（活動）

・当該いじめ事案の対応方針の決定
・個別面談による情報収集、記録
・継続的な支援
・保護者や地域との連携

・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材や警察や児童相談所などとの連携
・気がかりな児童等に関する事例検討会の開催

（３）情報共有体制の充実

学校いじめ防止基本方針を全教職員で共有するとともに、恒常的に見直しを図ります。

また、日ごろから、「報告」→「連絡」→「相談」→そして「確認」を意識して、情報共有体制の充実を図ります。そのために、管理職（校長・教頭）が主となり、教務主任・学年主任・生徒指導主事・保健主事・担任などと密接な連携体制をとります。具体的には、毎朝、校長・教頭・教務主任が打合せを行い、気がかりな事案について情報を共有し、必要があれば対応などについて関係教員に指示する。月に１回は、全教職員で情報を共有する場を設定し、共通理解を図ります。

（４）取組への評価

いじめなどに対する取組については、学校評価に位置づけるとともに、ＰＤＣＡサイクルのもと常に評価を行い、必要に応じて改善を図る。

（５）組織図

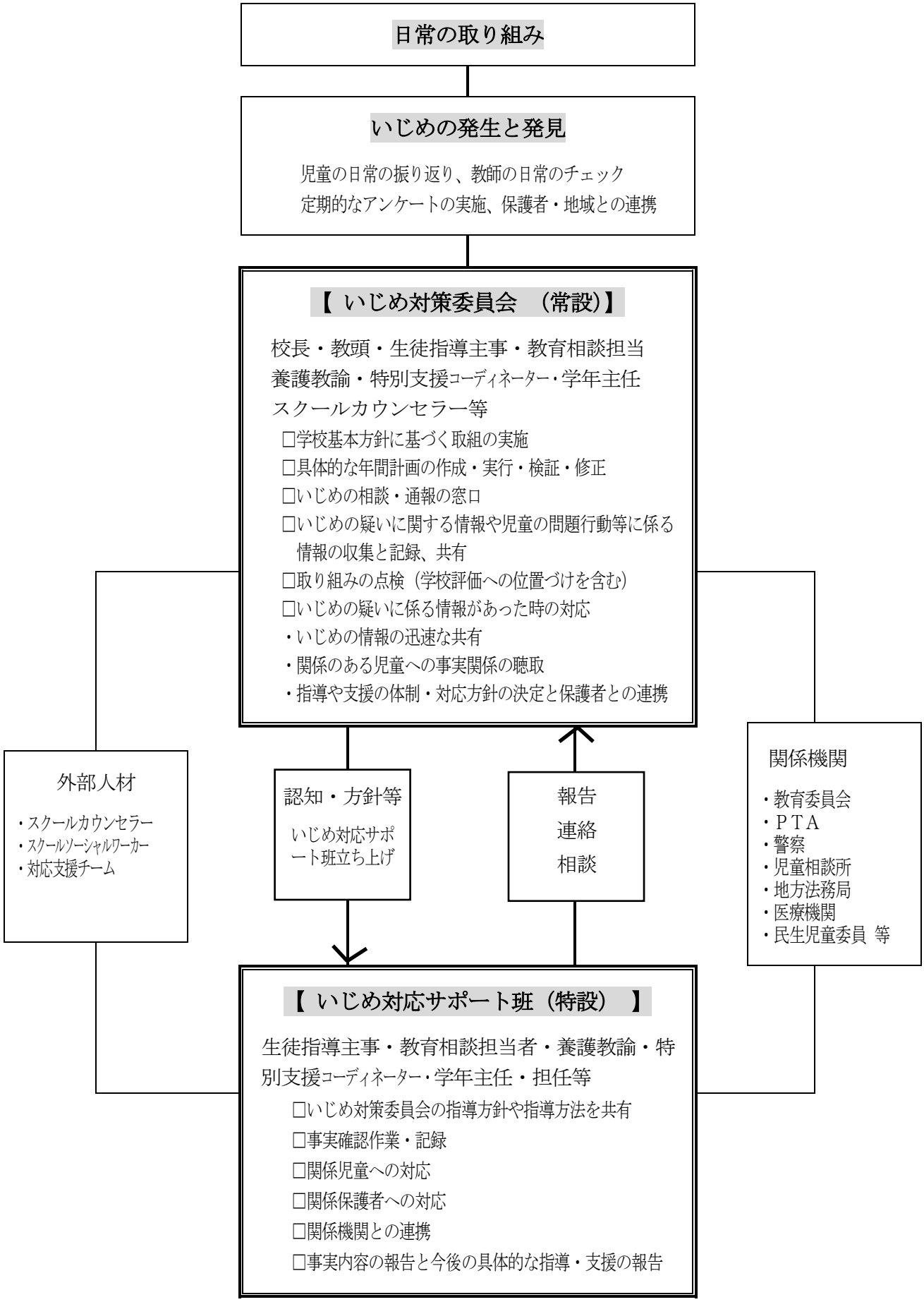
日常の取り組み
いじめの発生と発見
児童の日常の振り返り、教師の日常のチェック
定期的なアンケートの実施、保護者・地域との連携
【 いじめ対策委員会 （常設）】
校長・教頭・生徒指導主事・教育相談担当
養護教諭・特別支援コーディネーター・学年主任
スクールカウンセラー等
□学校基本方針に基づく取組の実施
□具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
□いじめの相談・通報の窓口
□いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有
□取り組みの点検（学校評価への位置づけを含む）
□いじめの疑いに係る情報があった時の対応
・いじめの情報の迅速な共有
・関係のある児童への事実関係の聴取
・指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携
外部人材
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・対応支援チーム
認知・方針等
いじめ対応サポート班立ち上げ
報告
連絡
相談
関係機関
・教育委員会
・ＰＴＡ
・警察
・児童相談所
・地方法務局
・医療機関
・民生児童委員 等
【 いじめ対応サポート班（特設） 】
生徒指導主事・教育相談担当者・養護教諭・特別支援コーディネーター・学年主任・担任等
□いじめ対策委員会の指導方針や指導方法を共有
□事実確認作業・記録
□関係児童への対応
□関係保護者への対応
□関係機関との連携
□事実内容の報告と今後の具体的な指導・支援の報告

５　いじめ対策の年間行動計画

【いじめ対策の年間行動計画】〔４～６月〕　　**敦賀市立松原小学校**

	教員の動き等	児童の活動等					
		１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生
４月	**いじめ対策委員会** ・基本方針確認 ・年間計画策定 **職員会議** ・年間計画周知 ・教員の意識点検 **父母師会総会** ・基本方針の公表 いじめ対応サポート班 ・起きたときに即対応	新任式・始業式・入学式 家庭所在地確認 縦割り活動スタート（絆づくり・リーダーの存在感） １年交通安全教室 全国学力調査 避難訓練（火災・経路確認） 年度初め教育懇談会					
５月	**いじめ対策委員会** ・児童のアンケートをもとに情報把握 ・児童への聞き取り調査 **校内研修** 「国の「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂に係る留意事項の周知」 １年間の人権、道徳、特別活動の計画作成確認	いじめアンケート（児童） 5年落ち葉かき 6年落ち葉かき ５年 田んぼの学校 人権教育の推進（学級スローガン）					
６月	**いじめ対策委員会** ・教育相談のアンケート調査・聞き取り調査 ・５月からの児童の変容確認や情報把握 **授業研修** ・授業改善 ・学習規律 子どもの居場所、絆づくりを意識した授業の在り方を公開授業の形式で実施	避難訓練(不審者･原子力)・うみスポ 教育相談アンケート（児童） 水泳学習スタート 学習相談週間 ※漢字・計算コンテスト（学年裁量による）					

〔7～9月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・児童対象いじめアンケート、保護者対象いじめアンケートの実施 ・アンケートをもとに情報把握 （聞き取り・個人懇談） 授業研究 教育懇談会 ・保護者からの情報や意見の収集	いじめアンケート（児童・保護者）					
			＊＊＊＊＊	地区集会		＊＊＊＊＊	
			1学期中間個人懇談会				
8月	いじめ対策委員会 ・児童対象、保護者対象いじめアンケートの集計と分析 ・PDCA シート作成 いじめに関する校内研修会 ・本校児童の実態把握とﾌﾟﾗﾝに基づく実践共有 （PDCA シートをもとに） ・教員の意識確認	＊＊＊＊＊	必要に応じて家庭連絡・家庭訪問			＊＊＊＊＊	
		＊＊＊＊＊		全校集会		＊＊＊＊＊	
9月	授業研究 いじめ対策委員会 ・児童のチェックシートをもとに情報把握 ・児童への聞き取り調査 ・1学期前半の反省 ・今後の取り組み	＊＊＊＊＊		地区集会		＊＊＊＊＊	
						5年 田んぼの学校	
							6年 修学旅行
		いじめアンケート（児童）					

〔１０～１２月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生
10月	いじめ対策委員会 ・児童のチェックシートをもとに情報把握 （聞き取り・個人懇談） ・今後の対応の検討 授業研究			１学期末教育懇談会			
		＊＊＊		１学期終業式・２学期始業式			＊＊＊
					４年 福祉学習		
		＊＊＊＊＊		避難訓練（地震・津波）			＊＊＊＊＊
				いじめアンケート（児童）			
		＊＊＊＊＊		校内マラソン大会週間			＊＊＊＊＊
11月	いじめ対策委員会 ・教育相談のアンケート調査・聞き取り調査 ・10月からの児童の変容確認や情報把握 授業研究 いじめに関する校内研修会 ・２学期前半の反省 ・今後の取り組み ・教員の意識確認	＊＊＊＊＊		ふれあい相談週間			＊＊＊＊＊
				教育相談アンケート（児童）			
						５年 宿泊学習	
		＊＊＊＊＊		うみのこオープンスクール			＊＊＊＊＊
12月	いじめ対策委員会 ・児童対象いじめアンケート、保護者対象いじめアンケートの実施 教育懇談会 ・アンケートをもとに情報把握 （聞き取り・個人懇談） ・保護者からの情報や意見の収集			人権教育の推進（ｽﾛｰｶﾞﾝのふり返り）			
				いじめアンケート（児童・保護者）			
				２学期中間個人懇談会			
		＊＊＊＊＊		地区集会			＊＊＊＊＊

〔１～３月〕

	教員の動き等	児童の活動等					
		１年生	２年生	３年生	４年生	５年生	６年生
１月	いじめ対策委員会 ・児童対象、保護者対象いじめアンケートの集計と分析 ・PDCA シート作成 ・１学期から２学期前半の反省 職員会議 ・本校児童の実態把握とﾌﾟﾗﾝに基づく実践共有 （PDCA シートをもとに） 授業研究	※漢字・計算コンテスト（学年裁量による） 園児１日体験入学 いじめアンケート（児童） ＊＊＊＊＊　給食週間　＊＊＊＊＊					
２月	いじめ対策委員会 ・児童のチェックシートをもとに情報把握 ・今後の対応の検討	いじめアンケート（児童） ＊＊＊＊＊　地区集会　＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊　６年生を送る会　＊＊＊＊＊					
３月	いじめ対策委員会 ・教育相談のアンケート調査・聞き取り調査 ・１年間の児童の変容確認や情報把握 ・新年度に向けて計画の見直し ・PDCA シート作成 職員会議 ・課題確認と新年度計画確認 （PDCA シートをもとに）	教育相談アンケート（児童） ＊＊＊＊＊　卒業式　＊＊＊＊＊ ＊＊＊＊＊　２学期終業式・修了式　＊＊＊＊＊					６年奉仕作業